

# 姫路市墓地等の経営許可等に関する条例

## 骨子（案）

### 1. 条例制定の目的

本市には公営の名古山霊苑等をはじめ、各地域においても自治会の墓地や宗教法人の墓地があります。

墓地だけでなく納骨堂や火葬場（以下「墓地等」という。）を経営しようとするときは、「墓地、埋葬等に関する法律」により、都道府県知事（姫路市にあっては姫路市長）の許可が必要となりますが、墓地等が、公益性、非営利性の理念のもと、適正な管理を通じて安定的に経営されるよう十分に審査することが重要となります。

本市ではこれまで、規則及び要綱に基づいて許可事務を行ってきましたが、これらを見直し、新たな規定を設け、より実効性のある条例を制定することとします。

なお、令和3年度に学識経験者や市内関係団体からの推薦者を委員とした「姫路市墓地、埋葬等に関する条例等検討懇話会」を開催し、現状の問題点や今後の課題等について意見交換を行いました。懇話会で得ることができた多くの意見、助言は条例制定の参考にしています。

### 2. 条例の目的

- ◆ 墓地等の許可等の基準及び経営に関して必要な事項を定めます。
- ◆ 墓地等の公益性及び非営利性を確保し、墓地等と周辺環境との調和を図ります。
- ◆ 墓地等の持続的な運営のための適正な管理に関する事項を定めます。

### 3. 条例の概要

条例の概要は以下のとおりですが、これまでの規則や要綱から新しくなるところには「新規定A」、「新規定B」と印を付け、下線を引いています。

- **新規定A**：条例制定後、新たに許可を得ようとする者に適用する規定
- **新規定B**：条例制定後、新たに許可を得ようとする者に加え、既に許可を得ている者にも適用する規定

#### ○ 経営主体

墓地等を経営する者（経営主体）は、下表のいずれかであって、○印がある場合とします。自治会等地縁による団体は、これまでと同様に既存の墓地を拡張する場合に限ることに加え、法人格を有することを新たな基準とします。

新規定A

なお、墓地等の土地はこれまでと同様に経営主体の自己所有であることとします。

	地方公共団体	宗教法人 (本市内に主又は従たる事務所のあるものに限る)	自治会等地縁による団体 ( <u>法人格を有するものに限る ※1</u> )
墓地	○	○	○ ※2
納骨堂	○	○	○
火葬場	○		

※2 既存の墓地を拡張する場合に限る。

ただし、公共工事を伴う場合は、※1、2を適用しない。

#### ○ 住民説明会の開催

墓地等を経営しようとする者に対して、近隣住民を対象とした事前説明会を実施するよう規定します。

新規定A

事前説明会の対象者は、墓地等の形態、設置場所等に応じて範囲を設定することとします（一般的な墓地であれば、墓地となる敷地から110メートル以内の建築物の所有者及び当該地区の自治会長等とします）。

## ○ 許可申請

墓地等の許可申請は、近隣住民に事前説明会を実施した後でなければならないと規定します。

許可の申請方法やその他の添付書類はこれまでのとおりとします。

新規定 A

## ○ 許可の審査

許可申請があったものは、これまでの規則や要綱等に基づき制定する基準（立地や構造設備等）に適合しているか審査をして、許可します。

なお、これまでと同様に許可を受けるまでは、墓地等の工事に着工することはできません。

## ○ 工事完成届

墓地等の経営者は、これまでと同様に工事が完成したら速やかに工事完成届を提出し、工事完成後の検査を受けた後でなければ墓地等を使用することができません。

## ○ 変更届

これまでの規則では墓地等の経営者は、経営者の氏名及び住所、墓地等の名称に変更を生じたときに変更届を提出することとしています。

これに加え、墓地等の区画数や構造設備を変更したときにも変更届を提出するよう規定します。

新規定 B

## ○ 管理業務の委託

従来から、墓地等の経営者が管理業務を他者に委託することは可能としていましたが、経営者が経営を他者に任せてしまうことがないように自ら責任をもって行わなければならない事項を規定します（墓地等の区画や構造設備の変更の決定や使用者の決定等）。

新規定 B

## ○ 立入り権限

墓地、埋葬等に関する法律では知事や市長などに対して、火葬場にのみ職員が立ち入り、検査をさせることができると規定されています。条例では、火葬場と同様に墓地若しくは納骨堂に立ち入り、当該職員が検査できるよう規定します。

## ○ 勧告、公表

法や条例の規定に違反する場合は必要な勧告をすることができるよう規定します。また、条例で定める住民説明会を実施しない場合に公表することができるよう規定します。

新規定 B

新規定 B

## 4. 許可までの流れ



## 5. 既に許可を受けている墓地等について

条例が制定されることで、既に許可を受けている墓地等の許可が失効することはありません。

ただし、これまでは許可を受けた状態から区画や構造設備等を変更したときに届け出る規定はありませんでしたが、条例が施行されると、このような場合に変更届の提出が必要となります。その他は、上記の**新規定B**をご確認ください。

## 6. 条例の施行日

令和5年3月1日から同年4月1日までパブリック・コメント手続を実施し、必要に応じて修正をして市議会の審議、議決を経て制定されます。その後、周知期間を設けて、令和5年12月から施行する予定です。

### 参考資料

- ◆ 墓地、埋葬等に関する法律
- ◆ 姫路市墓地、埋葬等に関する法律施行細則
- ◆ 姫路市墓地等の経営許可等に関する取扱要綱
- ◆ 姫路市墓地、埋葬等に関する条例等検討懇話会開催報告

姫路市保健所衛生課 〒670-8530 姫路市坂田町3番地

☎ 079-289-1633 FAX 079-289-0210

e-mail:hokensho-eisei@city.himeji.lg.jp